

- ・住民票上、本人または事実上婚姻関係と同様に認められる者に夫（未届）または妻（未届）の記載がないこと

寡婦（夫）控除の改正

- ・ひとり親控除に該当しない寡婦について、引き続き「寡婦控除」が適用されます（控除額26万円）。
- ・子以外の扶養親族を有する寡婦についても、所得制限（合計所得金額500万円以下）が設定されます。

ひとり親控除および寡婦控除（改正後）

本人女性	死 別	離 別	未 婚
本人合計所得金額	500万円以下	500万円以下	500万円以下
生計を一にする子を有する	30万円	30万円	30万円
子以外の扶養親族を有する	26万円	26万円	—
扶養親族なし	26万円	—	—

ひとり親控除および寡夫控除（改正後）

本人男性	死 別	離 別	未 婚
本人合計所得金額	500万円以下	500万円以下	500万円以下
生計を一にする子を有する	30万円	30万円	30万円
子以外の扶養親族を有する	—	—	—
扶養親族なし	—	—	—

扶養控除等の所得金額要件の見直し

- ・給与所得控除・公的年金等控除の改正に伴い、扶養親族等の合計所得金額要件等も見直されます。

調整控除の見直し

- ・合計所得金額が2,500万円を超える場合、調整控除が適用されないこととされました。

「障害者控除対象者認定書」を

交付しています

市では、障害者手帳等の交付を受けていない方でも、一定の条件を満たす方に対し、障害者に準ずるものとして市長が認定する「障害者控除対象者認定書」を交付しています。

この認定書により、所得税の確定申告や、市民税・県民税の申告の際、障害者控除の適用を受けることができます。

◆対象となる方

次の要件を全て満たす方

- ・65歳以上の方
- ・要介護（要支援）認定をお持ちの方
- ・認知症または身体の障害が一定の基準に該当する方（介護保険の認定調査資料等を基に審査します）

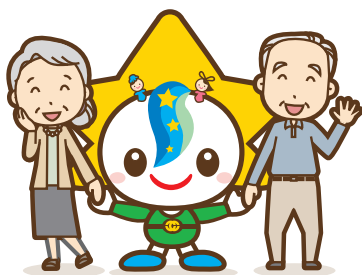
◆申請方法

高齢者支援課地域包括支援室窓口へ申請書を提出してください。

※郵送による申請を検討されている方は事前にご相談ください。

※障害者手帳等をお持ちの方、所得税や住民税が非課税の方は、申請する必要はありません。

◆手数料 1通300円



問合せ
高齢者支援課
地域包括支援室（2階）
☎(20)15833、FAX(26)67888